

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	生活保護の決定等に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北海道は、生活保護の決定等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道知事

公表日

令和5年8月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護の決定等に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、保護を要する者への保護の決定等に関する事務を行っている。 特定個人情報ファイルは、上記事務に必要な被保護者及び要保護者の状況把握(収入・資産状況、他法制度の適用状況等の調査)に使用している。</p> <p>なお、医療扶助のオンライン資格確認に関する次の事務のうち、②～④について、生活保護法第80条の4に基づき、社会保険診療報酬支払基金に委託する。</p> <ul style="list-style-type: none">① 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携② 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理③ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務④ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	生活保護電算処理システム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル、就労自立給付金支給情報ファイル、進学準備給付金支給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番15 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【照会】番号法19条関係…別表第二の26(主務省令19)</p> <p>【提供】番号法19条関係…別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120、121</p> <p>(主務省令8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59-2-2、59-3、59-4)</p> <p>【医療扶助オンライン資格確認の準備業務】</p> <ul style="list-style-type: none">・番号法第9条及び同法第19条第5号・全世界対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条の規定による生活保護法第80条の4第1項・生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	北海道保健福祉部福祉局地域福祉課
②所属長の役職名	地域福祉課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	北海道総務部行政局文書課行政情報センター 札幌市中央区北3条西7丁目(道庁別館3階) 011-204-5038
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	北海道保健福祉部福祉局地域福祉課保護指導係 北海道札幌市中央区北3条西6丁目(道庁6階) 011-231-4111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月30日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活保護担当課長 高橋 良男	生活保護担当課長 雨塚 康白	事後	重要な変更にとらならない(人事異動に伴う所属長の変更)
令和1年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護関連事務	生活保護生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	事前	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和1年6月20日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収を行う事務。	生活保護法に基づき、保護を要する者への保護の決定及び実施等に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルは、上記事務に必要な被保護者及び要保護者の状況把握(収入・資産状況、他法制度の適用状況等の調査)に使用している。	事前	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年6月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和1年6月20日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護情報ファイル、就労自立給付金支給情報ファイル	生活保護情報ファイル、就労自立給付金支給情報ファイル、進学準備給付金支給情報ファイル	事後	重要な変更にとらならない(特定個人情報ファイル名の追加)
令和1年6月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター	北海道総務部行政局文書課行政情報センター	事後	重要な変更にとらならない(組織再編)
令和1年6月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	北海道保健福祉部福祉局地域福祉課生活保護グループ	北海道保健福祉部福祉局地域福祉課保護指導係	事後	重要な変更にとらならない(組織再編)
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月1日時点	令和2年1月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和1年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和3年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年1月1日時点	令和3年1月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和3年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和4年5月18日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年1月1日時点	令和4年1月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和4年5月18日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和4年5月18日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】19条関係…別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120 (主務省令8、9、11、12、17、19、20、21、22、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55)	【提供】19条関係…別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120、121 (主務省令8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59-2-2、59-3、59-4)	事後	重要な変更にとらならない(根拠法令の修正による)
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務	生活保護の決定等に関する事務	事前	(時点修正)
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、保護を要する者への保護の決定及び実施等に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルは、上記事務に必要な被保護者及び要保護者の状況把握(収入・資産状況、他法制度の適用状況等の調査)に使用している。	生活保護法に基づき、保護を要する者への保護の決定等に関する事務を行っている。特定個人情報ファイルは、上記事務に必要な被保護者及び要保護者の状況把握(収入・資産状況、他法制度の適用状況等の調査)に使用している。 なお、医療扶助のオンライン資格確認に関する次の事務のうち、②～④については、生活保護法第80条の4に基づき、社会保険診療報酬支払基金に委託する。 ① 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 ② 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ③ 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ④ 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	(時点修正: 医療扶助オンライン資格確認の導入による)
令和4年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護電算処理システム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー	生活保護電算処理システム、中間サーバー、北海道庁宛名連携サーバー、医療保険者等向け中間サーバー等	事前	(時点修正: 医療扶助オンライン資格確認の導入による)
令和4年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【利用】19条関係…別表第一の15(主務省令15) 【照会】19条関係…別表第二の26(主務省令19) 【提供】19条関係…別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120、121 (主務省令8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59-2-2、59-3、59-4)	【照会】番号法19条関係…別表第二の26(主務省令19) 【提供】番号法19条関係…別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120、121 (主務省令8、9、11、12、13、14、17、19、20、21、22、23、24、25、26-4、27、28、32、33、35、39、44、47、52、53、55、58、59-2-2、59-3、59-4) 【医療扶助オンライン資格確認の準備業務】 -番号法第9条及び同法第19条第5号 -全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律第8条の規定による生活保護法第80条の4第1項・生活保護法附則(令和3年6月11日法律第66号)第10条	事前	(時点修正: 医療扶助オンライン資格確認の導入による)
令和4年12月1日	IV リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託しない	十分である	事前	(時点修正: 医療扶助オンライン資格確認の導入による)
令和5年5月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年1月1日時点	令和5年1月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)
令和5年5月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	重要な変更にとらならない(時点修正)